

墨田区議会会議規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現行
<p>（一般質問）</p> <p>第59条〔略〕</p> <p>2 質問者は、会議の日の前5日目までに、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。</p> <p>（準用規定）</p> <p>第61条 質問については、第57条の規定を準用する。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第59条〔略〕</p> <p>2 質問者は、会議の日の前3日目までに、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第61条 質問については、<u>第53条及び第57条</u>の規定を準用する。</p>

付 則

この規則は、公布の日から施行する。